

施策名【交通安全】

章	節	施策	主要施策	事務事業コード	事業数	事務事業	管理方法	補助金	補助金等名称	課	係	備考
6.暮らしを守る安心と安全のまちづくり	3.交通安全		(1)交通安全意識の高揚	6131-1	1	交通安全啓発事業	通常	1	自転車用ヘルメット購入費補助金	生活環境課	生活公共交通係	
			(2)交通安全環境の整備	6132-1	2	交通安全施設整備事業	簡易			生活環境課	生活公共交通係	
				6132-2	3	交通安全施設事業	通常			土木課	維持係	
			(3)相談・救済対策の充実	6133-1	4	交通災害共済組合事業	通常			生活環境課	生活公共交通係	
				6133-2	5	臼田交通安全対策事業	通常			臼田支所	経済建設環境係	
				6133-3	6	浅科交通安全対策事業	通常			浅科支所	経済建設環境係	
				6133-4	7	望月交通安全対策事業	通常			望月支所	経済建設環境係	

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	自転車用ヘルメット購入費補助金		
事務事業名称	交通安全対策事業	事務事業コード	6131-1
所管	環境部	生活環境課	生活公共交通係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	-		
根拠法令等名称	佐久市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱	法令種別	要綱		
始期	令和 4 年度(経過年数 1 年)	終期設定	(有)・無	終期	令和 6 年度
目的	自転車用ヘルメットの着用を促進し、重大事故を未然に防ぐため、自転車用ヘルメットの購入に対し補助金を交付する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	対象ヘルメットの購入費の2分の1に相当する額。ただし、当該額が4千円を超える場合は4千円とし、当該額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。				
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)				
	<input type="checkbox"/> 不特定団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人				
名称(個人は除く)		-			
指標設定	設定の考え方	対象となるヘルメットの交付件数1個あたりの補助額が4千円を超えないことを前提として予算額より設定。		目標値	150個
	指標が数値でない場合の評価方法				

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数		- 件	178 件	
決算額(予算額)		- 円	519,800 円	600,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	- 円	0 円	0 円
	一般財源	- 円	519,800 円	600,000 円
指標	目標値 (単位)	- 人	130 個	150 個
	実績値 (単位)	- 人	187 個	
	達成率	- %	143.8 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する			

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・令和4年度、新規事業として実施する。 ・目標を上回る申請があったことから、市民ニーズを捉えたものである。 ・ヘルメットを着用することで、自転車事故時の被害軽減の効果があることから、今後もヘルメットの購入及び補助金の利用が見込まれる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	拡充
今後の取組方針	令和5年4月から、道路交通法の一部改正により、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されたことから、ヘルメット利用者及び購入者の増加が見込まれる。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

--